

資料提供
令和6年1月26日
課名：産業廃棄物対策課
担当：河村
内線：2962
直通：082-513-2964

産業廃棄物焼却炉の設置者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である三次振興企業株式会社の産業廃棄物焼却炉について、排ガス中のダイオキシン類濃度の行政検査を行ったところ、排出基準を超過したため、同社に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき使用停止等の行政処分を行うとともに公表する。

なお、同社は、現在施設の稼働を自粛している。

2 検査結果等

事業者名 (住所)	<small>みよししんこうぎょう</small> 三次振興企業株式会社 代表取締役 <small>どうきた ゆうた</small> 堂北 悠太 (三次市甲奴町太郎丸 279 番地 6)
設置場所	三次市甲奴町太郎丸 279 番地 6
施設の種類	産業廃棄物焼却施設
処理能力	8 t/日
ダイオキシン類濃度の検査結果	11 ng-TEQ/m ³ N (排出基準：10 ng-TEQ/m ³ N)
その他	・検体採取年月日：令和5年12月22日 ・結果判明年月日：令和6年1月25日

※ng-TEQ：1 ng (ナノグラム) は10億分の1グラム

TEQ (毒性等量) はダイオキシン類の毒性を最も毒性の高い 2, 3, 7, 8-TCDD 換算した値。

※毎年、数施設の焼却炉について、排ガス中のダイオキシン類濃度の行政検査を実施している。

3 行政処分の内容等

- 処分内容 施設の使用停止命令及び改善命令
(停止の期間は施設の改善が確認されるまでの間)
- 処分年月日 令和6年1月26日
- 処分機関 広島県北部厚生環境事務所
- 根拠規定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の7

4 今後の対応

同社に対し、原因の究明及び施設の改善を指導する。

改善措置の内容が適切と認められ、改善後の自主検査結果が基準に適合していることを確認できた場合は、再開を認める。